

なごみグループ(税理士・社労士)

大阪事務所

〒540-0012 大阪市中央区谷町 3-4-5・6F

Tel 06-6944-4117 Fax 06-6944-4118

東京事務所

〒102-0083 東京都千代田区麹町 4-2・5F

Tel 03-3239-5490 Fax 03-3239-5491

January, 2012

なごみ便り

www.101dog.co.jp

## 無料確定申告書作成ボランティアのお知らせ

新しい年が明けたばかりですが、既に1月も後半となりました。そろそろ毎年恒例の確定申告の時期が近づいてまいりました。

確定申告は原則毎年2月16日から3月15日の間に全国の税務署で受付を行なっています。わずか1ヶ月間の申告者数は所得税で2,315万人、消費税(申告受付期間は1月4日から3月31日)が139万人もいたことが国税庁の統計発表から知ることができます。また、所得税に比べ数は大きく減りますが贈与税も課税者ベースで31万人いたと発表されています。

これだけの数の申告が集中するため毎年混雑する税務署の相談窓口ですが、今年は更に申告者数が増加するのではないかと予測されています。その理由が「東日本大震災」です。

### 義援金等に関する税務上の取扱い

今回、未曾有の災害であったため、それに対し寄附の件数や金額も膨大なものになっております。例えば日本赤十字社で受付けた義援金の数は267万件、3,069億円、日本政府を通じた義援金も7,000件、31億円となっています。その他、中央共同募金会や認定NPOといった諸団体を通じた義援金も多額に上っています。

それらの義援金等を支出された個人の方は、その義援金等が国又は地方公共団体に対する寄附金や財務大臣が指定するものなど一定のものであるときは、「特定寄附金」に該当し、**寄附金控除の対象**となるため、普段よりより多くの方が確定申告を行うのではないかと見られています。

#### 所得控除額の計算

震災関連寄附金以外の特定寄附金の額の合計額

+

震災関連寄附金の額の合計額

2千円 = 寄附金控除額

#### 控除限度額

震災関連寄附金以外 = 所得金額の **40%相当額**

震災関連寄附金と震災関連以外の特定寄附金の合計額 = 所得金額の **80%相当額**

### 税額控除との選択適用

お客様との“和” 人との“和”を大切にしたい・・・

義援金等の中には「特定震災指定寄附金」というものがあります。これは震災特例法第8条に規定されている義援金等の中で次のものを指しますが、これらの寄附金は所得控除か税額控除の選択適用ができます。

### 特定震災指定寄附金



社会福祉法人中央共同募金会の「災害ボランティア・NPO活動サポート募金」  
として直接寄附した義援金等

認定NPO法人に対し、東日本大震災の被災者支援活動に特に必要な費用に充てるために行なった寄附金

#### 所得税額の計算

$(\text{特定震災指定寄附金の額の合計額} - 2\text{千円}) \times 40\% = \text{特定震災指定寄附金特別控除額}$

控除限度額 = 所得税の 2.5%相当額

### 所得控除と税額控除の違い

所得控除と税額控除は簡単に言うと「税額を計算する前」に控除するのが所得控除、「税額を計算した後」に控除するのが税額控除となります。どちらが有利となるかは個々の状況によって変わるので一概に言えませんが、所得控除を使うことによって課税所得がゼロになるならば所得控除が、それ以外の時は税額控除が有利となる可能性が高いです。

### 申告書作成ボランティアの詳細

被災者のために義援金等を送られた方が多数いらっしゃいますが、その方たちが税制での優遇措置を受けるには確定申告書を作成して提出しなければなりません。前述のように選択適用など有利不利を考えなければならないなど手間もかかります。そこで弊社では、東日本大震災の復興支援の一環として義援金等を送られ、寄附金控除を受けられるお客様の確定申告書を無料で作成させていただくことにしました。対象者に該当される方はお気軽に担当者にお問い合わせください。

#### 【対象となられる方】

○東日本大震災に関連した義援金等を送られた方で、所得が給与、年金等のみの方  
寄附金控除のためだけに確定申告を行うお客様が対象で、事業、譲渡など他の所得で元々申告が必要な方は報酬が発生します。

### ～頭の体操なぞなぞコーナー～

今年から、当欄は「なぞなぞ」を出題させていただきます。解答は、配信の翌週当社ホームページのブログに掲載致しますのでぜひ挑戦してみてください！

Q1：日本人の名前は「姓名」といって家の名前が先にきます。

ただ、唯一欧米のように名前が先に来る地域があります。それはどこでしょう？

Q2：世界最速の船でも追いつけないものとは？